

予算決算委員会民生福祉分科会会議記録(令和3年度一般・特別会計決算審査)

1. 日 時	令和4年 10月 4日 9時30分開会 15時52分閉会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	上田英樹座長、園田依子副座長、前田えり子委員、小島政行委員
4. 欠席議員	なし
5. 会議に付した事件	<p>認定第1号 令和3年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第2号 令和3年度丹波篠山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第3号 令和3年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第4号 令和3年度丹波篠山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>開会 9:30</p> <p>上田座長 挨拶</p> <p>認定第1号 令和3年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>○保健福祉部</p> <p>■医療保険課より決算説明に基づき説明</p> <p style="text-align: center;">＜主な質疑応答等＞</p> <p>園田副座長 146 ページ、高齢期移行助成事業で年々、受給者数が減少している内容をお伝えいただきたいと思います。</p> <p>保健福祉部 県の基準も厳しくなっておりまして、収入80万円以下とか、要介護状態であることも要件になりましたので、なかなか所得が低くても要介護に該当しないという方もいらっしゃいますので、入る人よりも出て行く人の方が多い状況になっています。</p> <p>また、5年間の経過措置を受けられた方はそういった介護要件もないのですが、今年度で経過措置の期間も終了しまして、今は要件が厳しくなってるので、ちょっと入りにくいというところもあります。所得が少ない方は高齢期移行助成事業には入れるんですけども、区分1は、住民税非課税世帯で世帯全員の収入が80万円以下でかつ所得がない方、区分2は、住民税非課税世帯で本人の年金収入が80万円以下でかつ要介護2以上の方になっています。</p>

前田委員	180 ページの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について、令和 3 年からの新規事業ということなんですけれども、これのハイリスクアプローチの実績のところについて、こういう対象者の絞り込みはどのようなふうにされてるのでしょうか。
保健福祉部	対象者の絞り込みは、前年度の後期高齢の健診を受けられた中で、15 項目のフレイルの問診をやっておりまして、そこから絞り込みをしています。低栄養の場合は、体重の変化をみて前年度より減っていないかということなどから絞り込みをしています。口腔機能については、口腔機能にかかる項目に該当してる方を拾っています。糖尿病の重症化予防に関しては、国保の保健事業でやっているのと同じような形で、それも健診を受けられた方とか、KDBシステムというのがありますので、そこでレセプトから中断している方だったり、未治療の方などを抽出しています。健康状態不明者というのは健診も医療も介護も何も受けてないという本当に情報がない方でして、その方もシステムの中から出せますので、何年把握が出来てないのかということとかで対象者の絞り込みをかけています。丹波篠山市はシルバー健診を全数でやっておりまして、それで把握が出来ている方がたくさんありましたので、この年度についてはこの 28 名を対象にしています。どうしても住所だけ置いておられなくなってる方とか、おうちが地図を見てもどこかがわからないような方の方が 3 名いらっしゃいましたので、その方については把握が出来なかったんですけど、ほかの方については、どんな状況でおられるか把握をしたような状況になっています。
小畠委員	関連しますがポピュレーションアプローチについて、丹波篠山市の健康寿命の年齢が出てたらお伝えしたいです。
保健福祉部	健康寿命については、令和 2 年になるのですが、平均自立期間という形で要介護 2 以上の方を除いてっていうような形での年齢の出し方をしています。男性が 79.9 歳、女性は 84.2 歳という形になっています。年齢のベースラインは少しずつ上がってきているような状況にはなっています。
上田座長	同じく高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で、ハイリスクアプローチ実績の今回の対象者への取組、また、ポピュレーションアプローチ実績のいきいき倶楽部、23 か所への支援をされた中で、実際にどのような事業効果があったのか。また改善して令和 4 年度につなげるところがあるのか、総括的な考えを教えてくださいと思います。

低栄養の方でも該当になった方は、気づかずにフレイルになっている方が結構いらっしゃると思います。お話を聞かせていただくとご自分ではそんなに体重は変わっていないと思っていたのに、実際に測定すると1キロぐらい減っていました。食生活も変わっていないのにおっしゃられるのですが、最近、何となく体もだるいし、動きがしんどくなってきたりというようなことがあったので、管理栄養士が入りまして、たんぱく質を上手にとる工夫などを指導させていただくことで体調が改善された方もいらっしゃいます。また、歯科衛生士の訪問に関しては、義歯が合わないという方がいらっしゃいまして、もうほったらかしにしてた方も医療につなげることで、食事がまたちゃんと摂れるようになった方とか、お口のこと全く関心なかったんだけども今回来てもらって、すごく改善が出来てよかったという反応とかもありました。行ったら行っただけの成果というか、その方にとっての個別の成果というのはあらわれているかなというふうに思っています。令和3年度は初めての事業ということもあり対象者も絞り込んで少なくしていたんですけども、令和4年度はもう少し対象の範囲を広げて取り組んでおります。件数としてもどちらも倍ぐらいの件数に取り組んでおりますので、また成果を出せていけたらなというふうに思います。

ポピュレーションアプローチのほうは、もともと介護予防事業で、健康課のほうで定期的に支援に入っているところに関して、それを実績として上げてるといような状況でもありましたけれども、こちらでもやっていかなきゃいけないというところで、コロナでちょっと休止をしたところとかには、再開のときに、今までだったら何か月後というところでやってたんですけど、リズムがもうすっかりコロナで崩れてしまっていますので、コロナで再開されたときに改めて入ることで、コロナの期間で鈍ってしまったというか、フレイルが進んでしまったような方の把握だったりとかにつなげているのと、そこでも質問票でフレイルのチェックリストをやってきますので、そこから取り込んで対象を出していきます。先ほど対象者の抽出は主に健診からということがあったんですけども、その地域でやってるフレイルチェックリストからも対象を把握して、令和4年度については、その方たちも対象の中に含めて事業のほうを展開していったらというように形で実施しております。

■社会福祉課 より決算説明に基づき説明

<主な質疑応答等>

園田副座長 民生費に関して、監査の指摘にもあったと思うんですけども、細かな支援をしていただいていることは、複数に重なるようなところもあるのかなと思うんですけども、本当に必要なことに対してまとめて支援できるというような事業の見直しということも考えて行政計画を作成して事業の整理が必要ではないかっていうような指摘もあったと思うんですけども、本当に多岐にわたる事業に対して、まとめていくというようなことは難しいのか、担当課としてはどのように考えられてるのか、お伺いしたいと思います。

保健福祉部 おっしゃっていただきましたように社会福祉課では、とても多くの事業を担っています。これまでからもスクラップアンドビルドの考え方のもとで、スクラップできるものはないか検討もしているところですが、例えば、給付費については国の法律に基づくものですので、整理統合は難しいと考えております。社会福祉課の事業は多岐にわたりますけれども、必要な方に必要な支援が届くようしっかりと事業に取り組んでいきたいと思っています。

また、一般質問でもご提案をいただいたり、市民の方からのご要望もありまして、いろいろな新しい事業もしているところです。最近で言いますと、聞こえの支援ということで集音器を設置しております。これについては市民の方にも喜んでいただいておりますので、今後もこういった取り組みを進めていきたいと考えています。

園田副座長 国からのコロナに対する支援はいろいろあって、本当に細かく支援をしていただいておりますが、私たちも相談を受ける中で、私たち自身もなかなかどんな支援があるのか把握が出来ないところがあって、どこにどのような支援があるのか、何か分かるようなものがあればと思うのですがいかがでしょうか。

保健福祉部 コロナに対する支援については、市広報紙やホームページで周知をしています。しかしながら副座長がおっしゃるように、市民の方にはどこに相談したらいいのか、どんな支援があるのか分かりにくいところもあると思いますので、さらに市広報紙やホームページでわかりやすく周知できるようにしてまいりたいと思います。

小島委員 206 ページの子どもの食の応援金について、子ども食堂の効果であったり課題や今後についてお聞かせください。

保健福祉部 令和3年度の子どもの食と応援事業補助金の実績ですが、4団体から申請がありまして、そのうち2団体は、食の応援と居場所づくりに

取り組んでいただきました。提出された実績報告からは、例えばある団体では弁当を 500 名配布することが出来たとか、また居場所づくりをされている団体では、食の提供だけではなくて、お絵かき教室、体操教室といった各種イベントを実施して、地域の子育て家庭や困っている子育て家庭に対して支援をすることが出来たという報告があり、実施団体からは補助金があつてよかったという評価をいただいています。課題ですが、これらの団体の活動が、今後、子ども食堂という形で地域に定着していくことを目標としていますが、新型コロナの関係もあり、また、その地域で率先して子ども食堂をやってくれる人材がいなかったりというように、今後、定着するかどうか、見通せないところがあります。今後は、実際に活動されている団体に対して支援をし、相談にも乗りながら一緒に続けていくことが大事だと思っています。

小島委員

大変すばらしい事業なんですけども、今言われた課題、ぜひこれからも支援をよろしく願いいたします。

それとコロナの関係でどうしても時間外勤務が多かったみたいなんですけども、少し落ちついてきて、その辺り大丈夫かと思うんですけど、今後またコロナの関係で支援があればぜひ連携、協力して対応していただくようお願いいたします。特にやっぱり厳しかったっていうのは、この子ども支援のほうかなと思ったりもするんですけど、その辺り現場として何か感じたことがあればここでお伝え願えればうれしいです。

保健福祉部

子育て世帯への給付金や非課税世帯への給付金事業を社会福祉課で担っております。おっしゃっていただいたように時間外勤務につきましても、かなり職員が頑張ってくれまして、遅滞なく給付金の支給をさせていただいたところです。国からは、短期間の準備ですぐに給付しなければならぬようなスケジュールが示されますので、普段の業務もある中で、給付金事業を進めていくことによって、通常よりも 2 倍、3 倍という業務量になりましたので、時間外勤務についてもかなり発生をしておりました。その中でも職員は体調も壊さず給付が遅れることがないよう、困っている家庭に即時給付が出来たということは成果であったと思っております。

上田座長

特に令和 3 度決算については、国からのコロナ関連の給付や生活支援が多かったと思いますが、丹波篠山市独自で生活支援事業として、お米やお茶を配布されたんですけども、その配布をしたことで生活の支援が出来たということが事業の効果として書いてあるんですけど

も、実際にこの事業をやって、担当課として総括としてどう思われているのか。実績があったのか、その辺のきちっとした検証はされているのか教えていただきたいと思います。

保健福祉部

生活支援事業については、令和3年度当初に、困窮世帯とはどのような世帯なのかという定義も難しい中で、国がひとり親や非課税世帯に給付金を支給すると決定したことから、同様の世帯に支援をすることとしました。ひとり親であって児童扶養手当を受給されている世帯や、住民税が非課税である子育て世帯へ丹波篠山茶と丹波篠山産のお米をお配りしました。実績としては、1世帯当たり、お米20キロと50袋入りの丹波篠山茶の緑茶ティーパックを460世帯へお配りしました。確かにこれだけで生活の支援が出来たかどうかというのは難しいところですが、少しでも子育てをされている世帯へお米などを配布させていただくことによって、私のところにはこのような物が届いたというお喜びの声があったことはお聞きしていますし、たまにお電話でお礼の言葉をいただいたこともありましたので、お困りの世帯へ配布させていただくことによって、喜んでいただけたものと考えています。

上田座長

245ページの生活保護措置事業について、6,000万円ほど減額になっています。世帯数は横ばいの状態ですが、特に今回の減額については医療扶助費が約4,900万円減少したことが大きな要因であるというご説明ですけど、これについてどのような要因があったと思っておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

保健福祉部

生活保護費の実績について、例年、大きく増減している要因がこの医療扶助費になっています。生活保護の医療費は、ほとんどの方が医療保険に加入されていないことから、10割を医療扶助費で負担しています。例えば1か月入院されたら30万円、40万円という費用をお支払いしており、精神的な病気であれば50万円を超えるような入院費がかかることもあります。1人が長期で入院されると1年で500万円、600万円という変動があることもあり、それが大きな要因となっています。具体的には、令和2年度と比較して、入院件数は延べ64件、約4,000万円の減少、外来についても延べ20件、約200万円の減少となっています。

上田座長

155ページの障害者総合支援の給付事業です。1億1,000万円の増で、理由としては利用施設の増が大きな要因であったという説明だったんですけど、現在の施設数で、充当されているのか、まだまだこのような施設等が必要なのか、また今後増える予定があるのか、その辺をお教えいただきたいと思います。

<p>保健福祉部</p>	<p>担当課の考えとしては、まだ伸びるのではないかと考えております。というのは、総合計画にも記載しておりますが、団塊の世代の方が75歳の後期高齢を迎えられるようになってきました。その人口の多い世代の方が後期高齢者となり、障がいのある支援が必要な子どもが一人暮らしになってしまうなどの家庭が増加していくことが見込まれます。ですので、そのような方が例えばグループホームであるとか、施設入所支援などのサービスをさらに多く利用しないと生活が成り立たないという状況が出てくるのではないかと考えております。</p> <p>また、新たに事業所が増える予定はあるのかということですが、就労系の事業所が1箇所来年辺りに、新たに立ち上げられる予定と伺っております。またそれ以外にも、新たな事業所の開設を考えておられる方もあるという声も聞いたりもしています。</p>
<p>上田座長</p>	<p>191 ページの次世代育成支援対策事業のささっこすくすくアプリの提供が1年間で110名も伸びております。すごい実績だと思っておりますので、今後ほかのアプリ等の参考のためにも、どうしてこれだけ伸びがすごいのか教えていただいたらうれしいと思います。</p> <p>それから、赤ちゃんの駅設置事業は、1年間で1か所だけ増えていますが、これで十分と思われているのか、まだまだ設置したいと思われているのか教えてください。</p>
<p>保健福祉部</p>	<p>今ご質問いただいた事業につきましては、令和3年度は社会福祉課で実施をしていましたが、4月から教育委員会に移管をしまして、今回、総務文教分科会で説明させていただいているところですが、去年まで担当しておりましたので事業概要について説明させていただきます。</p>
<p>保健福祉部</p>	<p>ささっこすくすくアプリの登録件数の増加に関しては、例えば健康課で母子手帳を配布するときに一緒にチラシを配っていただいたりとか、また医療保険課で手続をされる時等にチラシを配っていただいたりというように、窓口でチラシを配布しているということが継続的な登録者数の増加につながっているのではないかと思います。</p> <p>赤ちゃんの駅設置事業に関しては、丹波篠山市内には新しくいろいろなお店も出来てますので、当分の間は設置数を増やす方が望ましいと思っております。</p> <p>■長寿福祉課より決算説明に基づき説明 <主な質疑応答等></p>

小島委員	144 ページの権利擁護サポートセンター運営事業について、どこまでのことができるのか、その辺りをお願いします。
保健福祉部	権利擁護サポートセンターでは、権利擁護に関すること全てを行っていますが、まずは市民さん、それから相談機関からの相談を受けて、権利擁護に関することですので、負債の整理の相談、相続に関する相談、成年後見制度に関する相談、高齢者虐待等、不適切行為による相談等も含めて、相談業務を主軸に行っております。それから弁護士さん、司法書士さん、社会福祉士さん等々つながっていくための連携体制づくりにも努めております。それから担い手育成として市民後見人、丹波篠山市にはまだ市民後見人として活躍いただいている方はいませんが、例えば社協がしております日常生活利用支援事業というものがありますが、そこの相談員、支援員になられたり、法人後見制度をされている法人がありますので、そこの支援をされたりという活躍をされておりますが、担い手育成にも力を入れていただいております。そういった内容をセンターのほうで担っております。
小島委員	市民後見人というのは、この講座を受けて修了をして認定していただくと資格というか、もうそれで後見人になれるのでしょうか。
保健福祉部	今おっしゃったように講座のカリキュラムにつきましては何日間もありまして、丹波篠山市では前期後期という基本の部分と専門コースに分かれて、2年間で達成していくような形で運用しております。その講座を受講された方で市民後見人に登録したいという方につきましては、裁判所のほうに登録をして必要な事案があったとき、それに該当するような事案があったときに、市民後見人として裁判所から任命を受けて、そして後見監督人というものが必ずつくんですけど、その方のアドバイスや指導も受け、サポートセンターでも支援を受けながら活動いただくということになっております。
小島委員	今、これを受けて実際に後見人になっている市内の方はいらっしゃるのでしょうか。
保健福祉部	今のところ市民後見人として活動いただいている方はありません。
園田副座長	133 ページの長寿福祉一般事務費ですけども、介護福祉士定着促進支援事業の中で、今回、ささやま学園の卒業生 5 人が市内の介護施設に赴任をしていただいたという中で、この 130 万円が事業所にどういう割合で支援金を交付されているのでしょうか。また 5 人が皆さん同じのところに行かれたのかお伺いしたいと思います。
保健福祉部	介護福祉士定着促進事業ですが、令和 3 年度、3 事業所で 5 名の

	<p>方に交付しておりました、事業所への育成支援金が年間で1人当たり16万円で、個人に関しましては年間で就労継続支援金としまして1年間、勤務を継続された方に10万円支給をしております。3事業所のうち、1事業所に3名の方が就職をされまして、2事業所に1名ずつ就労をされております。</p>
園田副座長	<p>トータルで130万円ということですね。学園の卒業生も令和3年度が初めてになるのかなと思うんですけど、卒業生が市内の介護施設に赴任していただく割合はどの程度なのか分かりますか。</p>
保健福祉部	<p>1年間に40人のクラスが前期、後期といらっしゃるので80人、そのうち5名が残ってくださったということになります。</p>
園田副座長	<p>ほかの市にも赴任していかれるってことで、もともとが宝塚市ってところもあるかと思うので、そちらのほうに行かれる方もあるかと思いますが、この学園で勉強されている状況を見ても、しっかりと勉強されてるっていうふうに思いますので、やっぱり市としても、介護施設の人員はなかなか厳しいところがありますので、せっかく丹波篠山市で勉強されて、生活も2年間していただくので、やっぱり丹波篠山に残っていただくのが一番うれしいなって思うので、これからそういう市内との連携っていうのもしていただければうれしいかと思います。地域ともしっかりと連携をしながらされていますので、また丹波篠山の良さとか繋がりをつけていただけたらなと思いますのでよろしくお願いします。</p>
前田委員	<p>144ページの権利擁護サポートセンター運営事業の中で、権利擁護支援者を養成するというか、そういう仕事かと思うんですけど、具体的にその権利擁護支援者という方の仕事はどういうことをされてるのか。実際に関わられてる方もいらっしゃるというふうに聞いているのですが。</p>
保健福祉部	<p>権利擁護支援者の中には大変幅もあます。権利擁護に関する研修会を開催するときにお手伝いいただく方もいらっしゃれば、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の支援者になっていただく方もいらっしゃいます。それからNPO法人で法人後見を受託されている法人さんの支援者として実際に活動いただいている方もいらっしゃいます。そういったように権利擁護支援者養成講座を受講された方がいろいろな形で権利擁護に関する業務とか役割を自分で選んで活動していただくということになっております。</p>
前田委員	<p>今後、実際に被後見人というか、そういう方に接せられるわけですが、実際は後見人とは違っていろいろと活動には制限があ</p>

保健福祉部	<p>と思うんですけども、財産管理というか、そういうところまでは踏み込めないですよ。</p> <p>財産管理、例えば大きなお金の管理はされませんが、日々のお小遣いを持っていったりというようなことはあります。市民後見の場合であれば監督人がつきますし、法人後見の支援員として活動されている場合は、その受託を受けておられる法人さんがしっかりと管理をして、お話を聞きに行ったりとか、今週 2,000 円持ってきたよというような形で持っていただくことになります。法人後見の場合は専門員等が動いて、支援者はそのお手伝いという形で動いていただいております。市民後見で認められた場合は、後見人さんと同じように活動はされるんですが、先ほど言いましたように必ず監督人がついて、正しく活動しているかどうかアドバイスをしたり、指導をしたりってというような役割が必ずつくことになっております。</p>
小島委員	<p>247 ページの災害救助費の支援というところで、近畿災害対策まちづくり支援機構によって、ある程度支援が進んで令和 4 年度は何か一定の方向が出たというふうに見たらいいのでしょうか。</p>
保健福祉部	<p>実際には、この機構は行政と同じ動きをしているわけではなく、独立して活動をされています。横山参事が市を代表してという形ではないですけど、火災当時、保健福祉部長という立場もあって、また景観保全の観点から横山室長のお 2 人が会に参加されており、この前の 10 月 2 日の日曜日に第 2 回目の会議があったようなところです。その中で土地とか建物をどうするかっていうお話をされているというような状況なので、市としてどうするかっていうところもまだはっきりと方向性が出ていないという状況です。</p>
小島委員	<p>そうすると、今年度は災害救助費というところで何かその支出が今あるのかどうか、その辺りはどうでしょうか。</p>
保健福祉部	<p>今のところ予定はありません。</p>
上田座長	<p>125 ページの社会福祉協議会助成費について、前年度より 258 万 3,000 円増額になっています。これは人件費、事業費等の助成と考えておるんですけど、どのような内容だったのでしょうか。</p>
保健福祉部	<p>人件費の補助になります。昨年度は人事院勧告等の分もありますけれども、社協の職員さんが正職員に変わるとか、そういった部分で若干増えています。</p>
上田座長	<p>137 ページの老人クラブの助成事業ですが、説明でも毎年少なくなってきた、今後も少なくなるのではないかとということですが、実</p>

際の状況については、健康寿命等が延びて今まででしたら老人クラブに入られる年齢の方がまだまだ働かれていますとか、なかなかこういう自由な時間がとれないとか、様々なことがあると思うんですけども、この少なくなっていく現状をどう捉えられているのか。もっとPRして地域の大事な高齢者の自主的な組織として、今後ますます増やしていきたいと思われているのか。それとも今の状況を鑑みただ中で少なくなっていくのはやむを得ないのか。そういうお考えとか今後の取組方針をお聞かせいただきたいと思います。

保健福祉部

老人クラブの加入者につきましては、今おっしゃられたように、現役で活動される方の年齢層がかなり高くなってきてますので、老人クラブの加入の年齢になられても、まだまだ現役でお仕事などをされているというのが実態で加入につながらないと聞いています。その影響で、実際に加入されている方、また加入される年になるとご高齢になられているということもあって、加入者が本当に高齢の方で組織化されているというのが現状です。その中で1番ネックになってきているのが組織化することによって、様々な役割を担っていただくことが非常に重荷になっていて、なかなか加入増につながらないというような話を聞いている状況です。これがこのままでいいのかどうかというところに関して、行政として明確にまだ答えは出せてないんですが、老人クラブの担う役割は、これから先の丹波篠山市においても非常に大きな役割を担っていただく必要があるという認識はあるんですが、老人クラブに組織されずに任意で活動されている活動もまた増えてきているというのも確かで、この辺りを見ながらこれから方向性を検討していく必要があるのかなというふうにも思っています。ただ老人クラブ連合会としては会員増強という大きな目標を掲げられて活動されてますので、そういった部分の支援もしてまいりたいと考えているところでして、明確にこういった方向で進むというふうに方向性を出せてないというのが現状ではあります。

上田座長

252 ページの看護師等修学資金貸与事業について、これも丸9年が経ち50名の方に貸与して卒業された方が22名、そのうち今19名が市内医療機関に就職されています。この事業は市内病院の看護師不足から発端となったと思っています。そしてリハビリ職も平成30年度から対象にされた中で、今の市内の状況を見て、まだまだ看護師さん等は各病院で不足していて、このまま事業を続けて看護師さん等の確保を図らなければならないのか。約10年たった状況で令

和 3 年度を総括をいただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

保健福祉部

看護師等修学資金事業につきましては、おっしゃられたように 10 年を迎えております。この制度を受けるためには、24 時間有床の病院が対象となっており、個人クリニックとかは対象に入っていないんですけども、その有床病院の充足率を聞いておりますと、2 年ほど前のアンケートですけども、看護師については引き続き新規採用等も続けていきたい。やはり夜勤等もあり余剰の人員があるわけではないので採用が必要ということは聞かせていただいておりますので、看護師についてはまだ必要と見ております。リハビリ職につきましては、範囲を拡充しているんですけども、これを続けていくとなるとリハビリ職は医療のように夜勤があって人員がたくさん要するというわけではありませんで、どこかの時点でこの資金を受けられた方は市内で就職先がなく市外で就職されて返金をしていただく方が出てくることも予測出来ますので、このあたりの制度の見直しが必要になってくるというところは担当として感じているところがあります。あと、こちらの事業は酒井貞子看護師等人材育成基金を活用させていただいているんですけども、基金のほうも残高が減っている状況ですので、この貸与金額のままで続けていきますと一般財源の支出になりますので、貸与金額の見直しやリハビリ職の制度の設計は今後の課題と考えています。

上田座長

わかりました。月額 5 万円、年間 60 万の貸与になりますので、きっちり費用対効果や実際に必要なかどうか。これは人材が不足しているところから始まったものですので、きっちり検証いただいたほうがうれしいというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

そして最後に、これは答弁は要らないんですけど、地域医療対策事業費、特に令和 3 年度から地域医療関係者等の会議等が始められて、これは引き続き本年度も大きな課題ということになっておりますので、また状況等は議会のほうにも委員会のほうにもお示しいただきたいと思っておりますのでよろしくお申し上げます。

○保健福祉部（健康担当）

■健康課より決算説明に基づき説明

<主な質疑応答等>

園田副座長	258 ページの予防費について、小児インフルエンザの予防接種については去年も結構増えるだろうと報道されていましたが感染者は少なかったという中で、今年もインフルエンザの予防接種に対して親が迷われているっていうことをちらちら聞いたりするんですけども、インフルエンザの予防接種をしたほうがいいですよってというような勧奨はされているのでしょうか。
保健福祉部（健康担当）	小児のインフルエンザワクチン接種の周知ということで学校にチラシを配らせていただいております。乳幼児健診の機会にもチラシの配布をさせていただいております。他にも母子健診の事業の場で周知させていただいております。昨年の接種率は46.6%と低かったというわけではなく、例年と同じくらいの接種率でした。今年は報道もあるようにインフルエンザが流行するというようなことも予想されています。また、どうしてもインフルエンザの予防接種を打てないお子さんがいらっしゃるので、そういった打てないお子さんを守るということでも、元気な方にしっかり予防接種を受けて頂くことも考えていただきたいと思います。その方法としてはチラシを配らせていただいたり、聞かれたらお話をしたりというようなことしか出来てないんですけども、そのようなことをきちっとやっていきたいと思っております。
園田副座長	保護者にしたら報道とかで本当に流行るのかどうかっていうようなところから判断される方も多いのかなと思ったりするので、接種の必要性とかも改めて周知していただけたらと思います。
園田副座長	コロナワクチンの12歳未満の子どもたちの接種率は、どういうふうな状況だったのでしょうか。
保健福祉部（健康担当）	小児のコロナワクチン接種は接種率が12%となっています。
園田副座長	子どもにコロナワクチンを打つのは、保護者の方も迷われていて、これから先どういうふうになっていくのか、重症化っていうのも薄れてきてるってというような認識の中ですが、まだまだ子どもさんとかは感染されています。市として、子どもたちはどういうふうな状況で、その必要性はあるのか、どういうふう考えられてるのかお伺い出来た

らと思います。

保健福祉部（健康担当）

コロナの小児ワクチンにつきましては努力義務化されたんですけれども、丹波篠山市では、医師会の先生方と市長とも協議をさせていただきまして、もうすぐ準備を始める予定でありますけれども、接種券は一斉に送らないで申請方式にするという方向性は決まっております。ただ準備をするという段階ですので、どのような形で市民の皆様の利便性を図っていくのかということは、これから内部で協議をするということになります。先生方とも随分協議をさせていただきました。やはりオミクロン株になりまして、かなり感染者がふえたということで、子どもの感染から大人とか、高齢者の方に感染している場合があったりとか、たくさんのおミクロン株の軽症の中には重症になる子どもさんもおられたりとかいうことで、そういった背景があり努力義務化になったということもありますし、今まではオミクロン株への効果が分らなかったということで努力義務にならなかったものが、オミクロン株に対する効果であるとか、入院を予防する効果ということが見えてきたということで、国のほうが努力義務化になったということになります。少し慎重にさせていただいているというところでは、始めて間もないワクチン接種ということもありますので、少しそういうところで親に選択をしていただくということになりますので、接種券を配ったから接種率がすごく上がるということでもないでしょうけれども、しっかり考えていただくということで、今回は接種券を一斉に送らないで接種をしていただくような方向で考えています。なかなか難しい決定ではあるのかもしれませんが、市は今までと同様の形でさせていただきたいと思っています。

園田副座長

今までの流れから見ても接種率は上がらないような感じもしているんですけれども、その辺は、これからの第8波に向けてとか、そういうコロナの状況を見て進めていただけたらと思います。

園田副座長

269 ページの休日診療所ですけれども、令和3年度は市民センターでの診療を取りやめて輪番制にされました。コロナ前からも市民センターでの開設ってということにもちよつといろいろな意見があったかと思うんですけれども、これか

保健福祉部（健康担当）

らの考え方として、コロナが落ちついたら、また市民センターでの休日診療っていう考え方でおられるのか。今の状況はどういうふうにお考えでしょうか。

まず、市民センターで設置をしていたものが輪番制になった理由について説明をさせていただきます。1点は、多くの市民の方が出入りする市民センターの入り口に面しているので、コロナに感染された方が通られたらほかに影響があるということがありました。2点目が、市民センターの診療所の構造として、発熱患者と他の患者との空間的、また、時間的に分離することが困難であるということがありました。3つ目が、休日診療所の医師の執務は有志ではなくて、医師会の内科系、外科系の医師が半ば義務的に執務をお願いして携わっていただいておりますので、新型コロナウイルス感染症の発熱等診療検査医療機関として、休日診療所自体が登録されていないということもありまして、お医者様も登録されていない、自分の病院でも対応していないということがありましたので、そこが一つ問題となっております。4つ目に、休日診療所自体も発熱等診療検査医療機関に登録していないということで、電話だけで発熱の相談をして、果たしてそれが休日診療として役目を果たしているのかという問題がありました。このような問題点があることから、医師会のほうと協議をさせていただきました。患者や医師等スタッフの安全確保が難しく、市民センターでの診療は困難であるという判断を踏まえて輪番制となり、また、令和4年度は、にしき記念病院でお世話になっておりますので、今後、コロナが収まって、今、申し上げました4点のものが解決、また問題がなくなったときには、また市民センターで休日診療を開始するというふうに医師会とも協議をしております。

前田委員

262 ページの食育推進事業について、いずみ会と愛育班は、やっぱり高齢化が進んでいるのではないかなってということがすごく気になっています。いずみ会、愛育班って随分歴史もあって、それぞれ地域に根差した活動をずっと続けられています。これから高齢者がふえたり、また子育ての中で食べ物のこととかしていく中で、地域の力がすごく大事になってくると感じてるんですけども、その辺で会員

をふやすとか、そういう取組はどういうふうになってるんでしょうか。

堂保健福祉部（健康担当）

いずみ会について、会員数で見えますと令和3年度は138人で、令和元年度142人、令和2年度133人ということで微妙な増減を繰り返しながら推移しています。5、6年前を遡ると200名近くおられたので50人ほど減っている状況がございます。令和4年度は140人になっております。少しずつの工夫ではあるんですが、丹波健康福祉事務所がいずみ会のリーダー養成講座をしております、丹波市、丹波篠山市ともそれに協賛させていただきまして、その講座を受けられた方をぜひ、いずみ会のほうに入ってくださいように会長も出席させていただいて、お声掛けをしています。以前に比べまして、その研修を受けていただいた方の中には、いずみ会に入らせていただいている方もいるというようなことを担当から聞いています。ただそれでも今現在の会員さんの年代を見ましても60代以上がやはり多くを占めている状況ですので、なかなか、これといった方法は申し上げられないところですが、そういう年代の方が、ますます自分のいずみ会活動を通して心身ともに元気になってもらって、ちょっと今まだコロナ禍でありますので、やりたい活動がなかなか出来ないというようなお声もいただいております、それが少し落ちつきましたらまた、そういった方々が若いお母さん方などに丹波の伝統料理なども伝えていきたいという思いはしっかり持っております。本当にここを工夫しているところというところはなかなか説明が難しいところではありますが、皆さん方が頑張っておられる力を地域のほうに還元していただけるように事務局はサポートすることなのかなというふうに思っておりますので、モチベーションを上げていただいて、活躍できる場を、また一緒に考えていきたいと思っております。

保健福祉部（健康担当）

愛育班につきましては今年度229人の班員さんがいらっしゃいます。ここ数年でも、休会とか分班の数が減っているのが実際のところで、なかなか継続していくのも難しい現状なのかなとは思っておりますけれども、できるだけ今の班員さんの負担がないように、大きなことは出来ないけれ

前田委員

ども、今の活動をできるだけ続けていこうということを目指して頑張っております。なかなか若い方になっていただくとか、これから増やしていくというのは難しいところではありますので、そこは課題かなと思っております。

自主的な会ではないというか、半分、官製の団体というふうに思うんですけれども、この取組は地域に根差して自主的にというところが強いと思うんです。ぜひ今いろんな取組をされてることが地域に広がっていくように取り組みを強めていただきたいし、これからますます大事になってくるんじゃないかと思います。このパパパッとパントリーという冊子も見せていただいたんですけれども、私はこれは防災の関係なんかでもすごく役に立つ取組だと思うので、そういう面からも健康という面にとどまらないような呼びかけもぜひしていただいて、地域にも、会員自身の意識も後に続く人を一緒に活動していけるような取組に目を向けていくような働きかけもぜひ行政のほうからしていただいて、行政と一緒に地域からそういう力が育ってくるような働きかけをしていただけたらと思います。

小畠委員

9月にされた丹波篠山市救急医療懇談会で出されたご意見等がありましたら報告願いたいです。

保健福祉部（健康担当）

丹波篠山市救急医療懇談会では、休日診療所の今後の在り方の検討があり、先ほど申し上げたとおり、今、にしき記念病院さんにお世話になってはいますが、このままずっと続くという予想ではなくて今の課題とかを評価しながら、行く行くは市民センターのほうに戻して運営をしていきたいという思いを持っておられますので、医師会の先生方と一緒に、今後の在り方を考えていこうというお話がありました。

ほかには、特にコロナ感染状況のことのお話がありましたので、今のコロナで発熱外来をされているところが、例えばささやま医療センターでしたら、こういった形で運ばれてこういった形の診療されているかというような報告があったり、あと、同様に岡本病院のほうも、発熱外来とか入院ができる施設になっていますので、そこの課題とかを言っていただきまして、特にささやま医療センター、岡本病院、にしき記念病院がそういった多くの方の発熱外来

小島委員

とか入院を受入れていただいているご苦労がすごくわかりまして、本当に大変な中、丹波篠山市の感染、命を守っていただいたんだなあというところを強く思いました。

地域医療の在り方検討もあるのでまた注視してぜひ願いたいと思います。

小島委員

256 ページのコロナお産応援 119 で、事前登録というのは、大体どの程度の割合の方が事前登録をされてるのか。令和3年度は実績が5名と、これは例えば出産につながった場合だったのか、それまでの救急なことだったのか。あと、どこへ搬送されるのか、市内なのか市外なのか、その辺りをお願いします。

保健福祉部（健康担当）

事前登録は、母子手帳交付時に話をさせていただいております。登録率は約6割となっております。また里帰り出産の方でも登録していただけますので、そういったPRもしております。それから実績については、初年度が2人で、次の年度は5人でした。今にもお産が始まりそうなほどの状況ではなかったんですが、お産が早くなった方とか、あと家族での搬送が出来ない方や、多子家庭でどうしても手段がなかった方に利用をしていただきました。それから搬送先ですけれども、事前登録のときにかかっておられる病院を登録いただいておりますので、そちらの病院のほうに搬送しています。

上田座長

253 ページの母子保健事業費の関係ですけれども、不妊治療の関係で、令和3年度、特定不妊治療費助成では延べ50人、一般不妊治療助成も延べ29人に助成されたということです。今年の4月からは保険適用になり、特にこの保険適用になる前年度については、申請された方が少なかったのか、多かったのか、年度がわりでしたので、どのような状況だったのかを教えてくださいたいと思います。また、保険適用になって、今の状況はどうなっているのかも教えてくださいたいと思います。

保健福祉部（健康担当）

特定不妊治療につきまして、助成者の人数ですけれども、令和元年が実人数22人、延べ件数39人、令和2年度が実人数18人、延べ件数34人、令和3年度が実人数33人、延べ件数59人ということになりました。元年度、2年度では月の延べ件数2、3件だったところが、令和3年度は4件か

ら 5 件と少し増えました。それは国が制度を拡充し、1 回の助成額も 30 万円ということにもしましたし、事実婚も認められたというようなところもあったので、増えたのかなと思っております。令和 4 年度からは保険適用になっていきますが、その制度の切り替わりということになりますので、令和 4 年 1 月以降にまだ治療が終わってない方もそれが終わるまでは助成がありますというアナウンスになっておりまして、令和 4 年 4 月から現在まで 11 件の申請を受け付けさせていただいている状況です。実績については説明資料の人数から今申し上げた人数に修正させていただきます。

上田座長

256 ページの妊娠出産包括支援事業ですけれども、出産支援金支給事業について、妊婦さん 1 人当たり 10 万円を助成するということで、目的が全ての女性が安心して子どもを産み育てることができる環境整備とあるんですけど、当初は少し違ったような趣旨での支給だったと思うんですけど、今回全ての方に支給されているということなんですけど、もう一度、担当課担当部としての思いを教えてくださいたいと思います。

保健福祉部（健康担当）

出産支援金について、目的のところでは若干変わっているのではないかとご質問です。出産支援金の 1 番最初にご覧いただいた事業をした経緯につきましては、市内でお産が出来なくなってきたということで市外での出産がふえるということもあって、交通費を含めた出産費用を出すというようなことで始まった事業となっております。これはさきやま医療センターの分娩休止を受けて始まった事業ということになります。ただその目的というものは今も変わっておりません、市内ではタマル産婦人科の先生ところの出産になりますので、やはり 4 割に満たないような状況になってますので、それ以外の方は全て市外の医療機関に行ってくださいということになりますので、交通費を含めた出産費用をたくさんの方にお出しするということになってます。全ての方にということになりますので、やはりそういったことも含めたしっかりと出産できる環境を整えていただくための費用というような目的になりますので、大きく目的が変わっているということではないと思います。確かに評価というものがすごく難しく、この 10 万円の出産支

援金がどのような形で妊婦さんに活用されているのかとか、有効に使っていただけるのかというようなことの評価が非常に難しいですけれども、やはり祝福をしてしっかりと出産をして子育てに頑張ってもらいたいというような気持ちももちろん含めてあるでしょうし、そういったことの10万円とっております。またいろんなご質問をよく受けまされどもしっかりと精査をしていって、目的ももう一度、担当課として考えていきたいと思っております。

認定第2号 令和3年度丹波篠山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

■保健福祉部医療保険課、行政経営部収税課より決算説明に基づき説明

＜主な質疑応答＞

前田委員

滞納徴収について、監査委員の意見書の中で滞納者の状況分析に基づく計画的な納付指導を行い新たな未収金の発生防止に努められたいという意見が出されてるんですけれども、滞納者の状況をもう少し詳しく教えていただければと思います。

行政経営部

滞納となっている方につきましては、まず督促状をお送りしています。それでもなかなか相談に来てもらえない場合は催告状を3度、4度とお送りしながら相談機会を設けています。来ていただいた方については、窓口などで家族全体の収入あるいは歳出の状況把握をして、その家庭で何とかその年度分をお支払いいただけるような形での相談をさせていただいています。その方の借入れ状況もあったりすることもあります。どうしても1年以内でお支払い出来ないということであれば、最高2年まで待たせていただくという形で、柔軟に対応をしながら、生計を維持していただきながら、確実に収められる額を現年度分を優先に分割納付という形で納めていただくという相談をさせていただいております。

前田委員

払いたくても払えないという状況の方もあるかなというふうに思うので、親身な相談をぜひよろしくお願いしたいと思います。

前田委員

それと、払えなければ保険証が資格証になるわけですが、その状況はどうなっていますか。

保健福祉部

滞納のある方の資格証の方の場合で、病気で入院とか高額な治療が必要になった方は、ご相談いただいた場合、その期間の診断書を

	<p>出していただきまして、その期間については3割負担で医療を受けていただくということはしております。まずはこちらにご相談いただいて10割負担で診療を受けるということがないようには対応をしております。</p>
前田委員	<p>もしかしたら10割で入院されてるというか、医療を受けられてる方もあるかもしれないわけですね。そこら辺はどういうふうになっていきますか。</p>
保健福祉部	<p>10割で診療を受けられた場合は医療機関から特別療養費の請求をいただいておりますので、まず病院のほうから資格者証の方が来られたという一報はいただいております。病院のほうで患者さんと相談されてお支払いを病院で待っておられるようなこともあるように聞いておりますが、そこまでは連絡や相談をいただかないと分からないことになっていきますが、高額な医療については、医療機関からお電話がありますので、そちらについては対応が出来てると思っております。</p>
前田委員	<p>資格証はどれくらい発行されていますか。</p>
保健福祉部	<p>現在では16、17件ほどです。資格証の方については居所不明の方が多くいらっしゃいます。資格証になる方へは資格証にしますということで、2度、3度とお手紙を出して弁明の機会等を与えてご連絡をさせていただくようにしています。配達記録で出していますので届いていることは確かですので、それでも何もお返事等がない方については、夜間とか、お昼とかに2度、3度とこちらのほうで訪問をしております。不在の場合は訪問票を入れていきますので、それでも何もこちらにアクションがない方については、もうご連絡することも出来ませんし、また、その方にはもうこちらに住んでいらっしゃらない可能性もありますので、その方についてはもう仕方なく資格証という形にしております。令和3年度で資格証になった方はそういったことを何回もしてお話出来なかった方についてが1名、新規での資格証という形となっております。</p>
園田副座長	<p>国保の未収金ですけども、監査委員からも、不納欠損処分について、不能欠損処分にすれば未収金の金額が減ることになるんですけども、不納欠損が全体の55.4%を占めているということから、これからも厳正な対処で不納欠損に至らないようないろいろな対策をしていただきたいとあるんですけども、その辺、どのように対応を考えられるのかお伺い出来たらと思います。</p>
行政経営部	<p>まずその方の資産の状況を確認して、いろんな預貯金、生命保険</p>

の解約返戻金とかも調べて、その方の資力、あるいは土地、建物の自分の名義の不動産を確認しまして、現金化できるものからまず納めていただいて納税につなげています。どうしてもお支払いする資力がない方については相談させていただいて、幾らかでも分割納付で続けていただきながら不能欠損にならないように粘り強く相談しながら対応させていただいています。

園田副座長

結構大きな金額になるんですけど、年々増えていく中で、人数的にはどういうふうになっているのでしょうか。

行政経営部

金額は年によって上がったり下がったりしています。過去3年前については1,000万円前後で推移しておりまして、2年前3年前については500万円、600万円という数字が上がっていました。県下でも不納欠損額が決して多いわけではなくて、平均的な率で推移している状況です。1,000万円前後で推移している金額であれば何とか県下平均的な数字にはなってくるということで把握をしています。

園田副座長

滞納の支払いが出来ないという方は本当に厳しい状況の方だと思うんです。財産状況を把握されてもなかなか簡単に払っていただけるような方ではないと思うんです。法令的な趣旨に沿ってというようにことも監査委員が言われている中で、ただ財産状況を調べていますということだけではなくて、そこをどう踏み込んで、この先考えられているかお伺い出来たらと思います。

行政経営部

その方の収入状況が毎年一定しないということもあります。今年は悪かっても翌年は良かったり、そういったその方の先々の収入も想定をしながら納付を待つという場合もあります。どうしてもこの先収入が見込めないとか、資力が回復しないという状況であれば、3年間執行停止という形で様子を見させていただいて、もうそれ以上納付が見込めないという状況であれば欠損という形で落とさざるを得ないということは、それは法律で決まっていることですから、いつまでも滞納として残していくのは良くないので、例えば現年分をお支払いをいただいて何とか滞納を増やさないようにしていただくという形で対応をするのが一つの方法と考えています。

園田副座長

これからまだまだ厳しい生活状況が続いていくと思いますし、その方の生活も守っていかなければいけないところもあるか思います。その辺はしっかりと状況把握をしていただきながら取り組んでいただければと思いますのでお願いします。

小島委員

保険料の滞納に関連して、全額じゃなくても少しでも支払いがあ

保健福祉部

れば保険証は交付されるのでしょうか。例えば、前年度の支払いがされてないということが条件になっているとか、一部でも支払っている場合は交付はされるのでしょうか。

国民健康保険税を納付している、納付していないにかかわらず、保険証は毎年交付をいたします。

前年度に滞納があった方については12か月証ではなく、4か月証をお出しして、4か月ごとにお話ができるように短期証をお出ししています。滞納があった場合については、例えば、入院された場合に、高額な医療費が止まる限度額証があるんですけども、そちらのほうは交付せずに、ご相談に来ていただいたときに窓口でお話しているのは、入院の費用と残っている保険税とを比べていただいて、残っている保険税のほうが少ないければ頑張って納めていただいたら限度額証をお出しすることが出来ますので、これから長い治療の場合には、限度額証で医療費が限度額まででとまるので、その辺のご相談等させていただきながら保険証等の交付をしている状況です。

上田座長

令和2年度から令和3年度を比較すると、歳入は1億5,000万円程度、歳出は1億4,300万円程度と増額になってます。これはコロナによる診療控えが戻ってきたのか、ほかの要因もあったのかを教えてくださいたいと思います。

2点目、ジェネリック医薬品の関係で、実際の使用についてどのような状況になっているのか教えてくださいたいと思います。

保健福祉部

1点目の歳入歳出が増えていることについて、国民健康保険についてはコロナによる受診控えはそんなに影響はなかったと思っています。都会と違い、市ではやはり定期の患者さんが多いこともあるので、以前から年間、2~3%ずつ医療費が上がってきておりますので、例年どおりの医療費の増になっていると感じております。

2点目のジェネリックの医薬品の使用割合ですけども、ジェネリックの差額通知を年3回お送りしております。7月と10月と1月に約200通ぐらい出しております。ジェネリックの国保での使用割合は、国は80%を目指すとしています。市では令和元年度で75.6%。令和2年度で76.8%、令和3年度で77.3%と僅かずつですが、使用割合が増えてきておまして、保険者もそういう努力をしているんですけども、薬局のほうで大分力を入れていただいております。全国的にジェネリックにしましようというのが浸透してきているのかなということを感じております。

上田座長

まずジェネリックですけど、私が思ったより多くて、これにつき

	<p>ましては医療費の抑制もそうですけども、患者さんの医療費の負担が少なくなるということもあります。国が 80%を目指しておりますので、何とかその目標までは、今後とも進めていっていただきたいと思います。</p>
上田座長	<p>キャッシュレス納付の関係で、納税者の利便性を図るためコンビニとかスマホとなっているんですけど、どのようにPRされているのか、今の状況は増えているのか、それとも以前と同じような状況なのか。また増えていなければどのような対策をされるのか教えていただきたいと思います。</p>
行政経営部	<p>キャッシュレス決済のPRについて、まず当初納税通知書に利用ができますというPR用紙を入れています。またホームページとか市広報に掲載をしています。次に、アプリ決済とコンビニの収納状況ですけど、全体の約12%になってきています。その中で、アプリ決済は令和2年度から導入しておりますが、前年度比2.05倍ほど増加しております。一方コンビニでの納付ですけども、アプリ決済が導入されたことでコンビニでの納付が実績は1,100件ほど減っております。一方アプリ決済については1,400件ほど増加している状況にあります。</p>
上田座長	<p>アプリと言われたんですけど、どのようにPRされているのか。というのは、丹波篠山市のLINEもありますけども、そのLINEからアプリをとれるようなPRをされているのでしょうか。なかなか丹波篠山市のホームページを開いて、そこまでたどり着ける方は少ないと思います。私は一般質問でもLINEのもっと有効利用ということを行ったんですけど、やはりLINEを見られるのが一番早いのかなというところがあって、その辺から入れる方法とかをPRをされてはどうかと思うんですけど、その辺はされているのでしょうか。</p>
行政経営部	<p>LINEの検討はまだ出来ておりませんので、ご指摘を機会に検討していきたいと思います。</p>
上田座長	<p>皆さんが関心を持って見やすい方法でPRをしていただけたらありがたいなと思っていますので、よろしく願い申し上げます。</p>
前田委員 保健福祉部	<p>短期証の発行状況について教えてください。 令和4年3月31日現在で、短期証は217世帯、165人の被保険者です。高校生世代以下の18歳未満の方の6か月証については、32世帯の61人に発行しております。</p>
小島委員	<p>今後、訪問診療、往診というところなんですけど、なかなか時間もかかり大変なんですけど、多分そういうのが増えるかなと思うん</p>

保健福祉部

ですが、その辺り今後の展開についてお願いします。

令和3年度での訪問診療、往診等については、定期の方だけで、10人あるかないかというところなんですけども、やはり去年等はコロナ関係もあるので、その辺りも気を付けながら行っているところもあります。入院された後、退院されてきてから、どうしても受診に來れない方については、こちらから訪問させていただいたりしています。遠方におられる家族の方がおうちに帰られてお父さん、お母さんを連れてこられて受診されてる方もありますので、訪問診療や往診等については診療所で行っていますということは窓口で言っておりますので、要望があったら行っているという今のところの状況となっております。

小島委員

そうすると、ある程度、訪問する回数っていうのは限度があるという判断でよろしいでしょうか。今後、訪問してほしいという希望が増えてきた場合、ある程度ここぐらいまでは対応すると考えているのか、そうではなく、時間的なこともあるけれども対応させていただくという方向で考えているのか、その辺りお願いします

保健福祉部

各診療所については1時から2時、3時ということで、往診の時間をつくっております。その時間についてはまだ余裕がありますので、その上限を決めてするというようなところは考えておりません。

上田座長

コロナ対策の関係で、臨時診療施設の改修工事とかテント設置と、また機器等を購入いただきました。今の状況はもう収まってきているということですが、前回の補正予算審査の際、各診療所のそれぞれの罹患者の状況とか発熱外来の状況はお聞かせいただいたんですけども、令和3年度、各診療所のコロナ対策を総括して、どう思われているのか。予防も含めてお願いしたいと思います。

保健福祉部

まず、各診療所のコロナワクチンの接種状況等については、東雲診療所は851件、後川診療所は164件、草山診療所は789件、今田診療所は3,427件でした。

PCR検査・抗原検査については、東雲診療所で12件、後川診療所で2件、草山診療所で14件、今田診療所で30件を実施しております。令和3年度については、ワクチン接種については、当初は、国からもワクチン接種をどんどんしなさいということでしたので、診療をとめてワクチン接種だけの日を確保して実施出来ておりますので、各診療所のできる範囲内で患者様にできるだけ対応は出来たかなと思っております。

また発熱外来についても、臨時診察室として車庫であったり、テ

ントの設置をして、来ていただけるように対応しておりますので、令和3年度についてはコロナに対してはできる限りのことは出来たかなと思っております。

認定第3号令和3年度丹波篠山市後期医療者医療特別会計歳入歳出決算認定について

■保健福祉部医療保険課より決算説明に基づき説明

<主な質疑応答等>

前田委員 保険料の徴収ですけれども、普通徴収で、やっぱり収納が出来ないっていうようなことがあるんですけども、年金のない方、年金額が少ない方っていうのはもちろんですけども、年金がなくても所得があるという方もいらっしゃるかというふうに思うんですけども、そこら辺の普通徴収の滞納の状況、ご家庭の状況はどういうふうな状況になっているのか、ちょっと分かる範囲で教えていただきたいです。

保健福祉部 普通徴収では、口座振替も納付書で納めていただく形もありますが、納付が困難な方については、分納誓約をさせていただいたり、訪問も行っております。医療係と介護保険料の係と一緒に行ってまして、保険料を払うのが苦しい方はどちらも一緒なので、両担当と一緒に訪問に行って徴収しております。訪問してもお出会い出来ないこともありますけども、お約束をしていくようにしております。高齢の方になりますので、そんなに所得は増えることはないと思いますので、できる範囲でお支払い出来て、生活できる範囲での金額でのご相談という形でさせていただいております。

前田委員 なかなか大変だろうと察するわけですけども、ご家族の状況とかでも変わってくるっていうか、ご家族からの徴収というか、そういうことも含めて徴収になるのでしょうか。後期高齢者の場合は、本人だけの収入で行くんですね。そうしたときに本人だけの収入で払える範囲内の保険料額が決まってくるかと思うんですけども、その年金もないっていう方へ保険料の請求が行った場合は、どういふふうになるのでしょうか。いろいろ免除の制度はどうかというふうに思うんですけど、そこら辺はどうなってるのでしょうか。

保健福祉部 後期高齢は、基本、本人の収入によって保険料を決定しています。年金のない方というお話なんですけども、前年収入で算定されますので、収入については、高齢の方でしたら、年金がなくてもそんな

に大きく変動はしないかなと思います。また、7割、5割、2割の軽減がかかっていたりして、所得に応じた保険料にはなっていると思います。土地を売ったとかそういった場合については、分納誓約をさせていただいたりしますが、もう売った分を全部使ってしまっていないとかいうようなお話も出てきたりする事もありますので、そういった場合にはちょっとずつでもお支払いいただかないといけないので分納誓約という形でしています。なるべく残らないようにという形で、高齢になりますと後見人ということもありますが、ご本人さんとの納付誓約をしています。

上田座長

後期高齢者医療保険の保険料の収入方法について、口座振替なのか、それとも直接窓口へお持ちになるのか。その辺の今の状況の割合等がわかりましたら教えていただきたいと思います。

保健福祉部

ほとんどが特別徴収で、残りが口座振替と納付書になっております。後期高齢の特別徴収と普通徴収の割合というところで、約8割の方が特別徴収です。普通徴収については2割の方で、そのうち口座振替については14%、納付書率については6%という形で推移をしております。口座振替については、後期高齢に加入するひと月前に保険証を該当の方にお送りしています。そのときに口座振替の依頼書を同封しております。月に50人から60人の新規の加入の方があるんですけども、その方に保険証と口座振替依頼書をお送りしております。それで返ってくるのが10件程度ということ形になっております。7月の当初通知についても、送付のときに普通徴収で口座がない方については再度お送りして口座振替の勧奨をしています。

上田座長

特に普通徴収では口座振替のほうが未収金も少ないので、どのような状況かと思っています。ほかの会計も含めて、今後とも口座振替を推進いただくほうがいいのかというふうな思いがあります。

小島委員

保険料の均等割りについて、今後、団塊の世代の方が入ってこられて増えるんですけど、今後の均等割はどういうふうな方向になるのか。将来、ある程度75歳以上の方が減ってきて、それを支える人口も減っているんで、何かその辺の県の試算というか、方向性があればお伝えください。

保健福祉部

保険料は県の広域連合で県全体で決定していますので、今のところ分かっているのは、令和4年、5年の保険料率というところで、今年度はちょっと下がっている感じでした。将来的には今、国のほうも若者の負担を減らすために高齢者に所得ある人は負担する

ようにとかいうようなことを言われているので、その辺を加味して、また広域連合で決定していくと思いますが、今のところの情報としてはない状態ですので、国と広域連合の動きを見ていく形になっております。

認定第 4 令和 3 年度丹波篠山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

■保健福祉部長寿福祉課より決算説明に基づき説明

<主な質疑応答等>

- 小島委員 19 ページの成年後見利用支援事業について、市長が申立てをしますけども、そのあとは実際にその方の金銭面管理は弁護士か誰かがかわるということになるのでしょうか。
- 保健福祉部 申立てにつきましては市長が行い、後見人等につきましては社会福祉士、司法書士、弁護士等、その方に合った職種の方に後見人等に就いていただくことになっています。そこで活動された報酬につきましては、もともと本人が支払うことになっておりますが、本人が支払うことが困難なほうが多いですので、その場合につきましてはこの成年後見利用支援事業を使っていただいて、後見人等になられた方々から市に申請していただき、条件に合えば市のほうが報酬を支払うという形になっております。
- 上田座長 7 ページの保険給付費の関係ですけども、実際、令和 3 年度の介護給付費の総額は、前年度に比べても 4,300 万円以上少なくなっていて、当初計画値と比較しても 2 億 2,900 万円が減となっています。この少なくなった要因はそれだけ介護にかかる方が少なくなったかなというような推測をしています。その中で介護医療院の利用者が計画より少ない、平均介護度は想定より低いということが要因ということですけども、当初の計画を見通したとき、なぜこれだけ減額になったのか。それは様々な市の施策等によって、健康課とも連携する中で介護を受ける方、介護度が上がる方が少なくなったためなのか。計画値との差というものをどのように捉えられておられるのか。どのような施策によってこのようなことになったのか、その要因等を教えていただきたいと思っています。そうした中でこの介護予防・日常生活支援総合事業についても少しリンクするところがあるのかどうかわかりませんが、この総合事業は、2 年度に比べて 3 年度も上がるとという

保健福祉部

ところで、関係があるのかどうかわかりませんが、どのような計画値とこれだけの少なくなった要因というのを教えていただきたいと思います。

給付費が当初予算よりも減額になった理由のまず1点目の介護医療院ですけれども、事業計画の段階では、46床が整備され、丹波篠山市の被保険者が46床の全てを利用されるという前提で試算をしておりました。実際には40人程度で推移をしており、その分で医療院に関しては減額となっています。全体的に給付費が下がっている部分は、4ページの介護認定審査会費をご覧いただきたいと思うんですが、要介護認定者数が令和3年3月に2,708人、令和4年3月に2,691人と人数的には大きな差はないんですけども、内訳を見ますと、要介護3、4、5の方が、令和3年度よりも令和4年度で減っているという部分がございます。そういった部分で重度の方が減っているというところも一つの要因になるのかなと思います。あとはコロナの影響とかもございまして、全国的な傾向と丹波篠山市も同じなんですけれども、訪問型のサービスの給付費のほうは上昇傾向にあり、通所型サービスとか短期入所とか宿泊型とかのサービスに関しては給付費が計画値また予算よりも大きく下がっているところが全体的な給付費を下げた要因となります。

総合事業が増額になっているのは、要支援者に関しては増加傾向にございまして、要支援1の方が令和3年度と比較すると40人、要支援2の方が20人ということで、60名の方が要支援者となっておりますので、この方たちが通所型サービス、訪問型サービスのほうに移られたってということで総合事業に関しては増額となっております。

上田座長

前年度の比較については分かったんですけども、さっき質問したのは、計画値と2億2,900万円の金額になったと。この内容は要介護度の認定者が少なくなったのか、それとも介護度の方が少なくなったのか、または、市の施策としてこういう施策をしたのでこれだけ介護認定も少なくなったのか、その辺は分析されてますでしょうか。もし分析されてなかったらそれでも結構です。

保健福祉部

はっきりした分析は出来てはいませんが、先ほどご説明したように、確かに要支援者も増えているのは現実ですが、ケアプランの点検や地域包括支援センターが要支援担当をしておりますので、そのところで健康課が主管のいきいき塾、いきいき倶楽部に

参加していただいたり、訪問介護につきましてもヘルパーさんに来てもらうのではなく自分たちでできる方法を検討したりというところで、地道には要支援の方々にならないようにということもしていますし、実際には全ての要支援認定者がサービスを使っておられるわけではありません。要支援者の方々は、認定の更新が大体1年から長い方で3年ですが、その更新の際に、きちんと説明をするように心がけております。といいますのは、サービスが必要なくても申請するという方々が大変多かったんですけれども、今必要でなければ更新申請をしなくてもいいですよという説明をきっちりさせていただいて、そういったところで申請してくる方、認定者が減ってるのも現実ではあります。

上田座長

これだけ計画値から下がったことは大変すごいことだなというふうに思っています。そして計画のときもそれなりの根拠をもって立てられたわけですので、今回下がったところはどこがどう下がって、どのような現状、原因はつかまれるほうがいいかなと思います。市として介護を受けなくてもいいような施策を取り組んだ成果であったとか、その辺は今後のためにもきっちり市の施策を評価するためにも、ここが少ないからもう少しこういう施策をふやしたらいいかなとか、点検されるほうがいいかなと思いますのでお願いいたします。

上田座長

18 ページの家族介護支援事業の中で、認知高齢者等の見守り SOS ネットワークの登録を希望される方にGPS 機器導入費用助成が2 件ですけど、これは多いと思われているのか、もっと助成をうける方がなければ駄目だと思われているのか教えていただきたいと思います。それと制度的なことも教えてほしいと思います。

保健福祉部

このGPS の初期費用助成事業につきましては件数としては、まだまだ少ないかなというふうに思っています。状況を聞いていますと、ご利用者さん、ご家族の方自身がまだそこまで踏み込めていないという現状もたくさんありますし、市の周知が必ずしも100%ではないというところは反省点とってます。令和4 年度からは、保険制度を新たに始めてまして、保険制度とこのSOS ネットワークをリンクさせている中で、このGPS につきましてもご案内を今、継続的にしております。それでご利用されるかどうかはおお客様の判断になりますが、情報だけは確実にお届けできるような形で努力してまいりたいと思っています。制度的には月額通信費がかかってくるんですが、その辺りは本市では自己

負担になりますので、初期の登録費用に係る諸経費を 7,000 円を限度に助成させていただいているという状況です。

上田座長

なぜこの質問をしたかというところ、16 ページの認知症対策事業で、令和 3 年度から 9 月をアルツハイマー月間とされて、ポスター掲示やオレンジの装飾など市内全体で様々な啓発を行ったとあるんですけど、その様々な啓発の中で実際に認知症というものはこういうものですよとか、このような取組もありますよということをご皆さんに知っていただきたいから取組まれたと思うのですが、月間の中で普段の認知症対策以外のものをどうプラスしているかということをごされたのか。単にオレンジに変わるだけではないと思うんですけど、それ以上のことをこの月間の中でやっていただきたいという思いがあって質問をさせていただきました。今の質問はこの 16 ページの新しく始めた月間に対する強力な取組をお願いしたいなというところがありました。

上田座長

20 ページの地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業の中で、マメに見守り隊協力事業者数ということで、29 年度から始められて郵便局さんとかをはじめ 31 事業所に協力いただいています、5 年が経つ中で 3 事業所しか増えていません。特に店舗数なんかは令和元年度から下がってきているんですけど、この取組はどう考えておられますでしょうか。強化してもっと増やしていくのか、これでもう大体、市内を網羅されたと思われるのか、今後の取組を教えてください。

保健福祉部

マメに見守り隊の協力事業者店舗数に関して減少している理由につきましては廃業されたりということで減っています。この事業者は基本的には配送であったり、出向いていただくような業種の皆さんに協力をお願いして協定を締結してきたという経緯がございます。今のところ 100%ではないと思いますが、おおむねご協力いただいている状況であるかなという認識は持っておりまして、その中でも新規に配食サービスを立ち上げられたという店舗等もございますので、そういったところには漏れないようにお声掛けさせていただいたりとか周知はしていきたいというふうに思っていますが、ここから一気に協力事業者が増えるような展開までは今のところは考えてはいないというのが現状です。

■ 議員協議

— 部長等への確認事項なし —

■意向確認

認定第1号 令和3年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について
— 賛成多数 —

認定第2号 令和3年度丹波篠山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
— 賛成多数 —

認定第3号 令和3年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について
— 賛成多数 —

認定第4号 令和3年度丹波篠山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
— 賛成多数 —

■その他

上田座長 : 以上で、本日の審査はすべて終了しました。議案審査に係る審査報告については、一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

上田座長 : 異議なし と認めます。それでは、本日の執行部との質疑応答及び意向確認をふまえ、審査報告を行いたいと思います。

園田副座長 挨拶

15:52 閉会